

冬季休業中の生徒心得

1 生活全般

- (1) 生活のリズムを崩さず、体調管理に努めること。
- (2) 必ず連休中の学習計画をたて、家庭学習時間の確保に努めること。
- (3) 学習と部活動・プライベート等を両立し、有意義な日常生活を心がけること。
- (4) 常に取手二高生としての誇りを持ち、モラルある行動をとること。

2 生活面

年末年始と大きなイベントがある時期です。有意義に過ごすためには、高校生としての立場をしっかりと自覚し、周囲に流されず「善悪の判断」をしっかりとってください。また、不審者等が多くなる時期でもありますので、警戒心を持って行動してください。

- (1) 外出の際には、奇抜な服装(過度な露出等)を避け、保護者に行き先・帰宅時間等を伝えること。
- (2) 不健全な行為(飲酒・喫煙等)は絶対にしないこと。
- (3) 高校生が出入禁止されている不健全な場所(居酒屋・パチンコ店等)への出入りは絶対にしないこと。
※警察の補導対象になる場合があります。
- (4) 夜間の外出や友人宅等への無断外泊はしないこと。
午後11時以降～午前4時までの外出は、警察の補導対象となります。
- (5) 不審者には十分注意すること。
- (6) 髪髪は染色・脱色・パーマ・奇抜な髪型等はしないこと。
※ 休業明けに身だしなみ等に問題がある場合には、指導します。
- (7) 危険ドラッグ等の薬物は絶対にしないこと。人生・命が危ぶまれます。
- (8) 万引きは金額の多寡に限らず、社会において許されない犯罪行為です。また、自分は盗まなくても関与した場合は同罪であるので、善悪をしっかりと判断し行動すること。

※ 自分は良くて、人が嫌な思いをする・不快に思う言動は絶対にしないでください。

【「いじめ」に発展するような言動は絶対に慎むこと】

3 スマホおよびインターネットの使用について

- (1) 有害サイトへのアクセスや出会い系サイト等の利用は命に関わる可能性があるため絶対にしないこと。
- (2) 迷惑・いたずらメール等の送信や個人に対する誹謗中傷を書き込む犯罪的な行為は絶対にしないこと。(名誉毀損罪や脅迫罪等による処罰)
- (3) ネットやSNS への個人・友人等の情報掲載(写真・名前等)は絶対にしないこと。
※ 事件の被害者や加害者になる場合がある。また、命に関わる場合もある。
- (4) 長時間にわたる使用は生活のリズムが崩れ、心身に悪影響を与えるため控えること。また、公共のマナー・ルールを遵守すること。
- (5) SNS やインターネット掲示板などで「〇〇するだけで高収入！」などと、甘い誘惑で犯罪の実行役を募集しているのが「闇バイト」です。「楽しんでお金が稼げるなら…」と安易に応募した結果、強盗や詐欺といった犯罪の実行犯になってしまい、逮捕された人が多くいます。闇バイトは絶対にダメ！手を出さないでください！

- ① 闇バイトについて【警視庁】／保護者・生徒対象
- ② No！危険ドラッグ【茨城県警】／保護者・生徒対象
- ③ 児童生徒の主な相談窓口一覧／保護者・生徒対象